

令和3年度アジアITビジネス活性化推進事業 企画提案応募要領

沖縄県では、「アジアITビジネス活性化推進事業委託業務」の実施に関する委託先を、以下の要領で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容等を御理解いただいた上で、応募してください。

なお、この募集は、本事業に係る令和3年度の沖縄県当初予算及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、令和3年度当初予算の議決及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定後に効力を生じるものです。当初予算の議決がされなかった場合、若しくは修正された場合、又は国交付金の交付決定がなされなかった場合、若しくは交付決定額に変更があった場合は、契約の一部又は全部を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

アジアITビジネス活性化推進事業委託業務

(2) 業務概要

「アジアITビジネス活性化推進事業」補助金が広く活用されるよう、AI・IoT・ビッグデータ等の先進的な技術を持つ県内の情報通信関連企業に加え、沖縄県内での事業展開について意欲のある県外、国外の情報通信関連企業、データを活用した事業改善の意欲を持つ県内企業を対象に事業の告知等を行い、応募者の発掘に努めるとともに、補助金の交付決定を受けた者に対する助言、指導、事業の進捗管理等の支援を行う。

(3) 委託業務の期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 予算額

93,188千円以内（消費税含む）

2 応募に係る事業内容

別添「企画提案仕様書」のとおり。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令第167条の4第1項

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 沖縄県が取り組んでいる情報通信関連産業の振興に関する施策や支援策、制度等について深く理解し、沖縄県に対する助言能力を有するとともに、別添「企画提案仕様書」に基づく業務内容を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 本応募要領及び別添「企画提案仕様書」に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- (5) 沖縄県内に本社を置く法人であること。または、県内に本社を有する事業者が1社以上参加しているコンソーシアムでも応募可能とし、この場合の要件を次のとおりとする。
 - ア コンソーシアムを代表する事業者が応募すること。
 - イ コンソーシアムを構成するすべての事業者は、応募資格(1)から(4)及び(7)から(11)までの要件を満たすこと。
 - ウ コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員として重複応募する者でないこと。
 - エ コンソーシアムの構成員が、単体企業として重複応募する者でないこと。
- (6) 1応募者（コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム）につき、提案は1件であること。
- (7) 応募者（コンソーシアムによる応募の場合は、全ての構成員）が法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。
- (12) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表する事業者が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

4 応募方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 令和3年3月12日（金）15:00（厳守）

イ 提出場所 「11 問い合わせ先」のとおり。

(2) 応募に係る質問

本募集要領及び別添「企画提案仕様書」等に関して質問がある場合には、【様式11】の質問書を電子メールによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 令和3年3月1日（月）15:00（厳守）

イ 提出場所 「11 問い合わせ先」のとおり。

ウ 質問回答 令和3年3月3日（水）予定

(3) 公募説明会について

本事業の公募説明会を以下のとおり開催する。なお、説明会への出席について事前の申し込みは不要。

ア 開催日時 令和3年2月26日（金）14:00

イ 開催場所 沖縄県庁14階商工労働部会議室

ウ 出席人数 1事業者当たり2名以下とする。

5 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式

ウ 積算書・・・【様式2】

エ 事業計画・・・【様式3】

オ 法人概要書・・・【様式4】

カ 執行体制・・・【様式5】

キ 誓約書・・・【様式6】

ク コンソーシアム構成書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】

ケ 委任状・・・【様式8】

コ 実績書・・・【様式9】

サ 定款又は寄附行為

シ コンソーシアム協定書の写し

ス 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類。

セ 法人の場合は、直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。（コンソーシアムを組む場合、コンソーシアムを組む全構成員の書類を提出すること。）

ソ 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式10】を提出すること。

タ 印鑑証明書

※【様式1】、【様式2】、【様式6】、【様式7】、【様式8】及び【様式10】に押印した印章について提出すること。

チ その他提案に関する資料

(2) 提出部数 10部(ただし、ア、ウ、キ、ク及びケについては正本に1部添付し、残部に複写を添付すること。)

※ ク、ケ及びシについては、コンソーシアムの場合に限る。

(3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できることのみ表明すること。

なお、採択後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

6 委託事業者の選定

(1) 審査方法

第一次審査として3の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として沖縄県商工労働部内に設置する企画提案等審査委員会において評価を行い選定する。

(2) 評価基準

第二次審査においては、次の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

イ 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、専門的知見、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

ウ 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、具体性のある事業計画であること。

エ 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時：令和2年3月24日（水）午前（予定）

イ 場所：沖縄県庁14階商工労働部会議室（予定）

ウ 提出資料に基づき説明すること。

エ 審査会場への入場者は2名以内とする。

※ プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

(4) 結果の通知

審査結果は電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

7 契約

(1) 契約の締結

選定された応募者（以下「委託先候補者」という。）と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約を締結する。

※ 委託契約の締結にあたっては、内閣府の事前確認が必要となる場合がある。

(2) 契約の方法

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 スケジュール（予定）

契約までのスケジュールは、次のとおり予定しているが、変更することもあり得る。

令和3年

2月22日（月）：公募開始、質問受付開始

2月26日（金）：公募説明会（14:00～15:00）

- 3月1日（月）：質問受付終了（15:00まで）
- 3月3日（水）：質問回答
- 3月12日（金）：応募書類提出期限（15:00まで）
- 3月24日（水）：二次審査（プレゼンテーション審査）
- 4月1日（木）：委託先候補者決定、審査結果通知、協議、契約締結

9 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には次のとおりである。

| 経費項目 | 内容 |
|---------------|---|
| I 人件費 | 事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 （正職員と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、事業に必要な業務補助を行う補助員（アルバイト等）の賃金は事業費に計上すること。） 【参考単価】 統括担当者(49,900円/日)、専門員A(36,500円/日)、専門員B(27,900円/日) |
| II 事業費 | |
| 補助員人件費 | 事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費 【参考単価】時給930円 |
| 旅費 | 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費 |
| 会場費 | 事業を行うために必要な会議、委員会等に要する経費(会場借料、機材借料等) |
| 謝金 | 事業を行うために必要な謝金(選定委員会等に出席した外部専門家等に対する謝金等) |
| 使用料・賃借料 | 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費や会議等の開催に要する会場借料等、IoTプラットフォームの使用料等 ※IoTプラットフォームの使用料は、IoT利活用促進事業の補助事業者分のみ計上すること。なお、使用料の単価は（660千円/1者）とすること。 ※R3年度IoT利活用促進事業では、4件以上（4～6件程度）の採択を予定している。 |
| 消耗品費 | 事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 |
| 印刷製本費 | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費 |

| | |
|---------|--|
| 通信運搬費 | 郵送、運送、通信等に関する経費 |
| その他必要経費 | 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの |
| Ⅲ 再委託費 | 県との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費 |
| Ⅳ 一般管理費 | 委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 （（「Ⅰ 人件費」＋「Ⅱ 事業費」）×10/100以内で計上（小数点以下切り捨て）） |
| Ⅴ 消費税 | 「Ⅰ 人件費」＋「Ⅱ 事業費」＋「Ⅲ 再委託費」＋「Ⅳ 一般管理費」×10/100 |

(2) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費

10 その他留意事項

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 応募要領に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。

(4) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席等、本事業の応募に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については、公表しない。

11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (沖縄県庁 8階)
沖縄県商工労働部情報産業振興課 (情報・金融産業振興班)
担当：下地

電話番号：098-866-2503 FAX番号：098-866-2455

電子メールアドレス：aa058100 (at) pref.okinawa.lg.jp

※ (at) は@に置き換えて下さい。